

長崎県立心身障害児(者)療育指導センター 設立経過と現況

長崎県立心身障害児(者)療育指導センター

永井和子

はじめに

1979年に、第I次合理化が提案され、その合理化にともなう討議の結果、地域に開かれた福祉施設として、心身障害児(者)療育指導センターが誕生した。時代のニーズからしてもっと早い時期に生まれるべきものであったのだが、きっかけは合理化提案であった。

今、第I次合理化から現在までを振り返ってみることにより、今後の長崎県の福祉施設はどうあるべきか、視覚障害者(児)へのサービスはどうあるべきかを考えていきたいと思う。

I 第1次合理化

1979年2月16日、施設(保母)の人員見直し ― 合理化 ― 提案が行なわれた。

1. 提案内容・理由

- ① 現在175名の保母を106名に減らしたい。
- ② 理由……・昭和45年当時との児童数減少に伴う対比、451名：306名(33%減)
 - ・昭和51年3月県議会の意見書(国基準に照らして、これを著しく上回っている)の指摘
 - ・民間福祉施設との均衡論

2. 提案内容・理由に対する職員の指摘

- ① ただ単に数的対比をただけである。

つまり、現状分析を欠落させたもので、児童福祉法最低基準の矛盾に応えようとしていない。

長崎県立指導センター設立経過

- ② 結果的に処遇内容の低下をまねくことになり、労働強化につながるものである。
- ③ 施設のあり方について、施設の切り捨て的な“収容管理”を強要するものである。
- ④ 障害者の社会参加の努力、生きる権利に逆行するものになってしまう。

3. 職員との討議経過

1979年2月16日から1980年11月21日までの1年10ヶ月にわたって合理化に対する討議がなされた。1980年4月までは欠員不補充に対するものに終始し、県は保母削減をしないことになった。

県は1980年4月再提案を出し、その後、討議は次の柱をもとにして進められた。その柱とは、

- ① 民間児童福祉施設との均衡論の打破
- ② 保母数の論議については業務実態上の討議
- ③ 福祉施設のあり方・ビジョンの確立

である。

1980年11月21日31回目をもって、すべての討議は終わった。

4. 結 論（表1）

表1

	最終妥結の内容	現 行	結 果
啓 明 寮	① 1ブロック8名体制とする。 ② 現行4ブロック体制を維持する。 ③ 歩行訓練などの社会訓練のための要員確保ができないことでサービスが低下しないようにする。	4ブロック 35名	4ブロック、32名 (3名減)
言 泉 寮	① 1ブロック8名体制とする。 ② 児童の育成上の観点から、56年度は5ブロック	6ブロック 49名	56年度、5ブロック 40名 57年度、4ブロック 32名(17名減)
	① 6棟から3棟に編成がえする。 ② B、C棟の夜勤3人体制の必要性が認められる。	6棟 63名	3棟 56年度～58年度 56名 59年度 45名 (18名減)

三和	現行人員の体制のままとする。	2棟 28名	2棟 28名
総計	① 現行175名体制を137名体制とし、38名を他の職場に配置転換する。 ② 保母は生活福祉部の貴重な財産であり、部内に新たなセクションを設ける決意で誠意をもって協議する。		56年4月 19名減 57年4月 8名減 59年4月 11名減

II 第2次合理化

1982年6月9日、県は県立児童福祉施設の第2次合理化案を提案した。

1. 提案内容・理由

① 昭和55年度に確立した保母38名減員のうち昭和59年度実施予定の11名を昭和58年度にくり上げて実施する。又、各施設の職員を次のとおり減員する(表2)。

表2

施設 職種	啓明	言泉	三和	光が丘	計
指導員			1	1	2
保母	16	16	12	13	57
調理員	4	2	1	2	9
計	20	18	14	16	68

② 理由……・入所児童数の減少、・民間施設との格差、・行政の効率化、・ニーズの多様性

③ 施設の方向性(昭和60年度に向け検討)
・啓明寮・言泉寮を統合し「心身障害児療育指導

センター」を開設。

・三和学園・光が丘学園の精神薄弱児施設を再編成。

2. 提案内容・理由に対する職員の指摘

① 視覚障害・聴覚言語障害者等に対する公立直営の福祉施策を、今後どのような形にするのかが示されていない。

② 行政の効率化とは、県が持っているものを縮小するのではなく、ニーズの変化に合わせて有効に使うことでなければならない。

3. 討議経過

各施設においては第1次合理化に対する結論の上になつて、1981年9月段階

長崎県立指導センター設立経過

より約9ヶ月間にわたって「施設白書作り」を進めた。

そして、要求書が作成された。

要求書の柱は次の2点である。

- ① これまでの収容中心の施設から通所を基本にすえた開かれた施設への転換を図りニーズに応える。
- ② 現在の労働条件を改善する。

1982年9月、要求書を提出し、1983年11月25日まで25回の討議が行なわれた。

4. 結 論

現行職員配置と昭和61年度新体制職員配置と、昭和61年度からの新体制（心身障害児療育指導センター）については、表3、4に示す通りである。昭和61年度からの三和学園及び光が丘学園の新体制については省く。

表3 現行職員配置と昭和61年度新体制職員配置

	三和学園			光が丘学園			58年度（啓明・言泉）センター					合 計		
	58年度	61年度	増減	58年度	61年度	増減	啓明	言泉	計	61年度	増減	58年度	61年度	増減
施設長	1	1		1	1		1	1	2	1	△1	4	3	△1
次長(事務長)	1	1		1	1		1	1	2	1	△1	4	3	△1
事務	1	1		1	1		1	1	2	1	△1	4	3	△1
栄養士	1	1		1	1		1	1	2	1	△1	4	3	△1
指導員	5	6	1	5	6	1	4	4	8	6	△2	18	18	
保母	28	32	4	45	40	△5	32	32	64	32	△32	137	104	△33
調理員	6	8	2	9	8	△1	9	7	16	8	△8	31	24	△7
庁務員	1	1		1	1		1	1	2	1	△1	4	3	△1
業務員	1	1		1	1		1	1	2	1	△1	4	3	△1
運転士	1	1		1	1					1	1	2	3	1
小計	46	53	7	66	61	△5	51	49	100	53	△47	212	167	△45
歩行訓練士										1	1		1	1
視能訓練士										1	1		1	1
聴能訓練士										1	1		1	1
言語治療士		(1)	(1)		(1)	(1)				1	1		(2)	(2)
理学療法士		(1)	(1)		(1)	(1)							(2)	(2)

視覚障害研究第26号 (87-2)

セラピスト										1	1		1	1
保健婦		(1)	(1)		(1)	(1)				1	1		(2)	(2)
小計		(3)	(3)		(3)	(3)				6	6		(6)	(6)
合計	46	(3)	(3)	66	(3)	(3)	51	49	100	59	△41	212	(6)	(6)
		53	7		61	5							173	39

() は非常勤職員

- ⊕ (1) 光が丘学園の保母数については、昭和59年度保母数 45 名。
- (2) 調理員数については、「当分の間、8 名」
- (3) 三和及び光が丘学園の言語治療士の昭和61年度は非常勤として計算
- (4) 保母職員数の削減は 33 名だが、1 名は歩行訓練士に配置となるため実質 32 名減

表 4 昭和61年度からの新体制

心身障害児療育指導センター（仮称）～啓明寮・言泉寮を再編改組

当初当局提案				組合指摘により最終確認内容事項
建設予定地 長崎市橋口町 開設時期 昭和60年度目標				① 県立直営 ② 60年度建設、61年度開所予定
部門	機能	対象	内容・業務	
収容部門	盲・ろうあ児施設	原則として就学前及び義務教育までの盲・ろうあ児で、重症児重症児も受け入れられる。 定員 30人	1. 啓明寮、言泉寮を統合した施設とする。 2. 盲児及びろうあ児を入所させ、適切に保護するとともに独立自活に必要な指導又は援助を行う。 生活身辺処理はもとより、歩行、視能、言語、聴能訓練を行う。	① 幼児も対象とする。 ② 重度指定については国と協議する。 ③ 身体機能訓練もおこなう。 ④ 専攻科児童の在所については状況に応じて弾力的対応をしたい。
	母子短期宿泊訓練	盲・ろうあ児とその母親 2組	1. 生活習慣、遊び、集団活動等を通して児童の発達への援助、指導を行う。 2. 母子療育により、母親がよりよき療育者となるための援助、指導を行う。	① 対象については母親等保護者とする。
在宅部門	通所	原則として就学前の在宅の心身障害児（盲児、ろうあ児、情緒障害児、精薄児） 定員 20人	1. 在宅の就学前の心身障害児を対象に、母子共に通所させ日常生活訓練をはじめ、補聴器の適正検査や装着の仕方及び白杖による歩行訓練を行う。 2. 情緒障害児及び精神薄弱児については、それぞれの障害に応じた心理治療生活指導を行う。	① 対象についてはすべての視覚・聴覚・言語障害児者とする。 ② 内容・業務欄の対象も①と同様で単独入所もおこなうこととする。

長崎県立指導センター設立経過

在宅部門	通所	中途失明者 中途言語障害者 5人	1. 中途障害者に対する基礎的生活行動訓練やコミュニケーション訓練を行うとともに、必要な相談、指導、助言を行う。	① 対象は上記①と同様とする。
在宅部門	在宅訪問指導	入退所児、通所児(者)及びその他の在宅障害児	1. 家庭での障害児(者)の状況、保護者の療育態度を把握し、適切な助言、指導を行う。 (定期的に月1～2回程度)	① 対象はすべての視覚・聴覚言語障害児(者) ② 随時訪問巡回療育相談もおこなう。
	相談	心身障害児(者)	1. 各種の相談、指導を行うとともに、関係機関との連携を図り、必要に応じ病院、施設、教育機関への紹介や調整を行う。	① センター業務に関する治療・訓練の相談指導を主として受持つ事とする。

Ⅲ 第3次合理化

1986年5月23日、県より心身障害児(者)療育指導センター保母職員数削減が提案された。

1. 提案内容・理由

- ① 保母32名を16名にし、収容部門と通所部門の兼務体制とする。
- ② 理由……収容部門の入所定員30名としていたが、現在約半分の16名が入所している状況である。

2. 提案内容・理由に対する職員の指摘

第1次、第2次合理化同様、「収容児童数に対する保母職員数の割合」提案は、県当局自ら目玉としている心身障害児(者)療育指導センター通所部門を今後どのように充実するか方向性が出されず、算術的な保母職員数の半減におわっている。

3. 討議経過

① 職員の基本的な考え方

施設入所児童数減という状況の中、目標を「通所部門の充実」に置き、収容部門保母職員一定数を通所部門専任職員へ図ることとする。

② 職員配置に対する考え方

- ・ 収容部門保母職員数を現行32名から16名とし、通所部門との義務体制とする。
- ・ 収容部門保母職員の中で育成係長（センターでは副主幹）は、16名と別枠とし日勤体制とする。
- ・ 通所部門専任職員化と保母職員再配置により次の通りとする。
- ・ 現行1名の歩行訓練士を3名体制とする。
- ・ 保母職員を各障害別に以下の通り配置する。
視覚障害班…… 3名、情緒障害班…… 3名、精神薄弱班…… 3名、
聴能言語班…… 4名

以上の考え方で要求書を作成し、1986年7月9日に提出した。その後、約5ヶ月間、討議がおこなわれた。

4. 結 論

- ① センター副主幹の日勤化
- ② 歩行訓練士は1名増
- ③ 保母配置

視覚障害班…… 1名、聴能言語班…… 1名+2名（収容との兼務）
情緒障害班…… 2名、精神薄弱班…… 2名+2名（収容との兼務）

IV 開所1年目のセンター（1986年度）

6月に開所をひかえて通所部門の中身は、4月当初ほとんど何も決まっていなかった。前年、啓明寮においてはもっと中身をつめておくべきであるという意見はあったのだが、専門家が来てから中身の検討をしたいという意見が多かったのである。又、施設についての検討会においても具体的なものには至らなかったのである。

そこで、4月から6月までは各班で検討を重ね、後に述べる具体的中身を作成したのである。

1. 通所日

視覚障害…… 0歳から3歳未満……週1日
3歳以上就学前……週2日

成人	週数日
聴覚障害	0歳から3歳未満 週1日
	3歳以上就学前 週2日
言語障害	週1日
精神薄弱	週5日
情緒障害及び自閉症	週3日(連続)

2. 日課表

① 児童

10:00	登園・健康等のチェック
10:30	合同保育(挨拶・歌・体操等)
11:00	障害別グループ保育(視覚・聴覚・精薄・情緒)
12:00	食事指導
13:00	自由保育(個別指導を含む)
14:00	降園準備

② 成人

10:00~12:00	訓練
13:00~15:00	訓練

ケースに応じて、訓練時間の長・短は当然あった。上記の時間帯は一応の目安である。

3. 人的配置

視覚障害班……保母8名(内1名歩行訓練士)

歩行訓練士1名

聴覚障害班……保母8名・聴能言語訓練士2名

精神薄弱班……保母8名

情緒障害班……保母8名

保母は各班8名となっているが、全員が収容との兼務であったので、毎日各班に8名という意味ではない。1日多くて4名であった。

4. 相談日と検査・診察日

新規相談の受付は、月曜日から金曜日とする。

週1回……小児科・眼科・耳鼻科・精神科・視覚検査・聴能言語検査

週2回……心理検査

月1回……整形外科

5. 療育開始件数 (表5)

表5 昭和61年度療育開始件数内訳

昭和62年3月31日現在

市町村別	現在療育中 (担当別)								療育 終結
	視覚班	聴覚班	いずみ園	精薄 情緒班	視能 訓練士	歩行 訓練士	聴能 言語士	計	
長崎市	2	2	4	20	(1) 6	2	3	(1) 39	(1) 15
佐世保市	1					2		3	
島原市	1							1	
諫早市				1				1	(1) 1
香焼町		1						1	
長与町				1	(1) 2			(1) 3	
時津町	1							1	(1) 1
小長井町							1	1	
千々石町				1				1	
北有馬町							1	1	
三井楽町					1			1	
計	5	3	4	23	(2) 9	4	5	(2) 53	(1) 17

() は義務教育学齡児童数

上記のいずみ園というのは難聴幼児通園施設としての名称である。実際には聴覚班と同様に考えてほしい。

療育終結17名中12名は視能訓練士の担当分である。同訓練士の配置は3月31日で終わった。他の5名は就学児等である。

6. 受理・処理件数 (表6)

V 2年目のセンター (1987年度)

通所部門2年目とはいっても整理されていない部分がある現在、検討を重ねていかなければいけない。

現在のセンター通所部間の中身は前年度との違いをもって報告する。

- ① 通所児の指導時間帯が前年度の終わり頃から変わり、午前の部は13時で終了し、午後の個別指導が入ってきた。

表6 昭和61年分受理・処理件数
昭和62年3月31日現在

	受 理					處 理						
	視 覚	聴 覚	言 語	精 薄	情 緒	自 閉	正 常	計	助 言	療 育 開 始	未 処 理	計
	(4)	8	7	(7) 43	(1) 4	(8) 12	(1) 7	(2) 103	(7) 37	(4) 54	12	(2) 103
長 崎 市	22							6	3	3		6
佐世保市	6							1		1		1
島原市	1											
諫早市				1	(1) 1			(1) 2		(1) 2		(1) 2
平戸市				(1) 1				(1) 1	(1) 1			(1) 1
香焼町		1		1				2	1	1		2
三和町				1				1	1			1
長与町	(1) 2			3	1			(1) 6	1	(1) 3	2	(1) 6
時津町	1		1			(1) 1		(1) 3	1	(1) 2		3
琴海町				1				1	1			1
大島町			1	1			1	3	3			3
外海町			1			1		2	1		1	2
森山町					(1) 1			(1) 1	(1) 1			(1) 1
小長井町				1				1		1		1
千々石町						1		1		1		1
南串山町		(1) 1						(1) 1	(1) 1			(1) 1
北有馬町				1				1		1		1
富江町				1				1	1			1
三井薬町	1							1		1		1
新魚目町			1	1				2	1		1	2
奈良尾町				1				1	1			1
芦辺町		1						1	1			1
計	(5) 33	(1) 11	11	(8) 57	(3) 7	(9) 15	(1) 8	(2) 142	(10) 56	(17) 70	16	(27) 142

() は義務教育年齢児童数

- ② グループ分けが前年度は4班だったが、精薄・情緒が統合し、3班となった。
- ③ 各班の人的配置が変わった。
視覚障害班……保母1名(歩行訓練士)、歩行訓練士2名
聴覚障害班……保母1名(聴能言語訓練士)、聴能言語訓練士2名、兼務保母2名。
精薄・情緒班……保母4名・兼務保母2名。
兼務保母とは収容と通所の兼務である。
- ④ 感覚統合訓練……作業療法士1名(囁託)
- ⑤ 診察日
週1回……耳鼻科・精神科、月2回……小児科・眼科、月1回……整形外科

VI 今後のセンターのあり方

県は今までの全ての合理化の理由に、児童数と職員数の比をあげ、施設の内容的な事には触れようとしなかった。その姿勢からは、県が県立福祉施設に対して積極的方針を持っていたとは思えないのである。又、センター設立においても合理化提案からの勢いでできたという方が妥当かもしれないのである。しかし、設立理由は何であれ時代のニーズに応えるものを作ったということは評価できることである。2年目にして利用者数はふえる一方であり、まだ利用したくてもできない人もいるのである。今後はこの現実をうけとめ、より積極的にセンターの充実を図っていかなければならない。

1. センターの充実とは

長崎県は他県に比べ離島が多い事は周知の通りである。本来ならば各地域に当センターのような訓練施設が設置され、利用者が生活地域で利用できるのが良いのだが、まだそこまでには至れない現状である。だから、当センターを県民が利用しやすいものにしていかねばならないのである。そのためには、1つに離島への訪問指導、そして、もう1つに離島からの宿泊施設利用指導をすべきであろう。センターの指導形態を通所・訪問・宿泊とし、遠隔地住民の対象者に対する受け皿を作る必要がある。1990年度には長崎市に大規模な福祉セン

ターが設立予定であるが、市と県との役割分担はその対象範囲が違うのであるから、お互い連携をとりながら発展していくことが重要である。

2. 視覚障害者(児)へのサービス機関として

当センターができたのは入所児童数が減少し続け、単独の施設としては存続できないとの判断をしたからである。そして、このまま聴覚障害と視覚障害の県立施設を消滅させてはならず、形をかえて聴覚障害者・視覚障害者に対するサービス提供をしなければと考えたからである。

視覚障害者(児)にとっては、当センターは県内唯一の訓練施設であり、対象者は県内に数多く居住している(身体障害者手帳所持の視覚障害者数 9,886名、S 61. 3. 31 現在)。現在、様々な原因で中途視覚障害者はふえる一方であり、それに対する日常生活訓練・歩行訓練等の必要性が叫ばれている。しかし、全国的にその訓練施設は少なく、その数は地域的にかたよりもある。その点、長崎県においては当センターが設立して2年、今ようやく視覚障害者に対する訓練が始まったのである。この事業を充実させていくことにより、当センターの設立意義も高まるものだと確信する。

《日本ライトハウス職業生活訓練センター出版物》

視覚障害研究バックナンバー

10、12、13、19、22、24、25の各号の在庫がございます。1部：800円

歩行訓練 第2版(芝田裕一著) 3,000円(送料350円)

電子機器を活用した歩行訓練(面高雅紀著) 5,000円

歩行訓練研究第1号 500円(送料240円)

光は闇より(岩橋武夫著) 500円

ルイブライユの生涯 ― 点字の発明とその普及 ― (大河原欽吾著) 450円